



# 埼玉県報

第241号  
令和3年(2021年)  
9月7日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施（環境政策課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の一部を改正する告示（建築安全課）
- 県道三郷松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 直接請求のための署名収集の禁止（選挙管理委員会）

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条に次の1号を加える。

(5) 交通反則通告センターに関する事。

第42条第1項第2号中「交通指導課」を「交通機動隊」に改める。

第44条を次のように改める。

（運転管理課）

第44条 運転管理課においては、運転免許の取消し、停止等に関する事務をつかさどる。

第47条中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 警備警察の運営・管理に係る指導に関する事。

(9) 第3号に掲げる犯罪の捜査に係る指導に関する事。

(10) 警備警察の公判対応に関する事。

第50条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

第50条の2を削り、第50条の3を第50条の2とする。

第62条の次に次の1条を加える。

（交通反則通告センター）

第62条の2 交通指導課に交通反則通告センターを附置する。

2 交通反則通告センターにおいては、交通反則事件及び交通法令違反事件の処理に関する事務をつかさどる。

第63条の2を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月16日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 試験期日

令和三年十一月十二日（金）午前十時から十二時まで

#### 二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

#### 三 受験手続

##### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和三年九月十日（金）から配布する。

##### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

##### ハ 受付期間

令和三年九月二十七日（月）から十月十一日（月）まで（期間内消印有効）

#### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇―一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

#### 環境部環境政策課

#### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

#### 六 試験科目

##### イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十二号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千二十三号

次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所として令和三年八月二日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		有効期限
名称	所在地	
しらさき川越クリニック	埼玉県川越市上野田町三十五番 四	令和六年八月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千二十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和三年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百八十番地	令和六年九月四日
医療法人社団桐和会川口さくら病院	埼玉県川口市神戸二百五十八番地一	同右
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一	同右
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保九百七十四番地三	同右
医療法人眞幸会草加松原整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番二十六号	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区島根二百九十九番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目八百五十一番地	同右
医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人社団医風会さいたま岩槻病院	埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺七十五番地	同右
武蔵嵐山病院	埼玉県東松山市大字上唐子字引野裏千三百十二番地一	同右
医療法人行定病院	埼玉県川越市脇田本町四番地十三	同右

医療法人刀圭会本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目十二番地の一	令和六年九月四日
帯津三敬病院	埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右
埼玉西協同病院	埼玉県所沢市大字中富元下安松分字北新田千八百六十五番地一	同右
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田二丁目六番地五	同右
蓮田病院	埼玉県蓮田市大字根金千六百六十二番地一	同右
埼玉よりい病院	埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地	同右
秩父第一病院	埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号	同右

# 告示

## 埼玉県告示第千二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後八時

（変更後）株式会社東武ストア 午前七時から午後九時四十五分

株式会社良品計画 午前九時から午後九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）No.1荷さばき施設 午前七時から午後十時

No.2荷さばき施設 午前七時から午後十時

（変更後）No.1荷さばき施設 午前六時から午後十時

No.2荷さばき施設 午前六時から午後十時

#### ハ 変更年月日

令和三年九月十六日

#### ニ 届出年月日

令和三年八月十三日

### 二 縦覧期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に



対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十六号

令和三年埼玉県告示第二百十三号（令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号イ(2)一中「埼玉県草加市学園町一番一号」を「埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五番地」に、「獨協大学」を「埼玉大学・経済学部A棟及びB棟」に改め、同号イ(2)に次のように加える。

- (三) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五  
大宮ソニックスシティ・六〇四会議室
- (四) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五  
大宮ソニックスシティ・七〇六会議室及び七〇七会議室
- (五) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五  
大宮ソニックスシティ・九〇六会議室

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路線名</p>	<p>県道三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市高州一丁目一七八番二地先から 同市高州一丁目一六〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年九月七日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年八月五日 付埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十一号 及び平成二十九年十一 月六日付埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 十三号で告示した道路 予定区域の一部供用開 始である。延長一三一・ 四四メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五十四号

令和三年十月二十一日に衆議院議員の任期が満了となるため、埼玉県の区域においては、令和三年八月二十二日から衆議院議員総選挙の選挙期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和三年九月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文